

**記入例 時間外労働 休日労働 に関する協定届 (2部作成)**

必須

労働保険番号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
法人番号	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

様式第9号 (第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)			
貨物自動車運送事業		協会運送株式会社		岡山市北区青江1丁目22番33号 086-234-8211			
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる時間		期間
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)	
① 下記②に該当しない労働者	需要の季節的な増大等に対処するため(詳細は別添協定書記載のとおり)	別添協定書記載のとおり	別添協定書記載のとおり	1週 40時間 1日 8時間	別添協定書記載のとおり		令和4年 4月 1日 から1年間
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	同上	同上	同上	1週 1日	別添協定書記載のとおり		同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定休日	労働させることのできる休日並びに始業及び終業の時刻		期間
需要の季節的な増大等に対処するため(詳細は別添協定書記載のとおり)		別添協定書記載のとおり	別添協定書記載のとおり	毎週2日 国民の休日 (任意の特定休日)	別添協定書記載のとおり		令和4年 4月 1日 から1年間

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。(但し自動車運転者を除く)   
(チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 **令和4年3月10日**

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職氏名 **協会運送株式会社 労働者代表 運転者 ○○○○**

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 **どれかに○→** 1. 投票 2. 選挙 3. 話し合い 4. 回覧 5. その他 ( )

上記協定の当事者である労働組合が事業者の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。   
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法41条第2項に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続きにより選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック)

**令和4年3月10日**

使用者職氏名 **協会運送株式会社 代表取締役 △△△△** 印

**岡山** 労働基準監督署長 殿

(別添) 記入例

### 時間外労働及び休日労働に関する協定書

**協会運送株式会社 代表取締役 ▲▲▲▲** (以下「甲」という。)と  
**協会運送株式会社 労働者代表 運転者 ○○○○** (以下「乙」という。)は、  
 労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)及び労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第○条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。  
 ←各社の就業規則○条を記入)

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数(満18歳以上の者)	延長することができる時間			期間	
				1日	1日を超える一定の期間(起算日)			
					2週(4月1日)	1箇月(4月1日)		1年(4月1日)
① 下記②に該当しない労働者	・需要の季節的な増大及び突発的な発生の変更に処する ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に処するため	自動車運転者	10人	7	52	80	960	令和4年 4月1日 から 1年間
		荷役作業員	2人	5	27	45	360	
		自動車整備士	1人	5	27	45	360	
	毎月の清算事務のため	事務員	1人	5	27	45	360	
② 1年単位の 変形労働時間制により 労働する労働者	・需要の季節的な増大及び突発的な発生の変更に処する ・一時的な道路事情の変化等によって到着時刻に遅延が生ずるため ・当面の人員不足に処するため	自動車運転者						令和4年 4月1日 から 1年間
		荷役作業員						
		自動車整備士						
	毎月の清算事務のため	事務員						

2 自動車の運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(労働省告示。以下「改善基準」という。)に定める1箇月についての拘束時間並びに1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第○条の規定に基づき、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数(満18歳以上の者)	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期間
需要の季節的な増大に対処するため	自動車運転者	5人	・法定休日のうち、2週を通じ1回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ運行予定表で定められた始業及び終業の時刻とする。	令和4年 4月1日 から1年間
	荷役作業員	人	・法定休日のうち、4週を通じ2回	
	自動車整備士	人	・始業時刻 午前 8時 ・終業時刻 午後 5時	令和4年 4月1日 から1年間
毎月の清算事務のため	事務員	人		

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者については、改善基準に定める運転時間の限度を超えて運転業務に従事させることはできない。

第5条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第6条 第2条の表における2週、1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも令和4年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間とする。

令和4年3月10日

使用者職氏名 協会運送株式会社 代表取締役 ▲▲▲▲ 印

労働者代表職氏名 協会運送株式会社 労働者代表 運転者 ○○○○ 印